

# 珠洲市いじめ防止基本方針

平成26年8月

珠洲市教育委員会

(最終改定 平成30年1月)

## はじめに

いじめの未然防止や早期発見・早期対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が組織的に対応し、日頃から未然防止や早期発見・早期対応に努めていく必要がある。また、学校だけではなく、関係機関や地域の力も積極的に取り込んでいかなければならない。

これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきたが、全国では、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

このような中、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。

さらに、同年10月11日には、法第11条第1項の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。石川県においても平成26年3月には、「石川県いじめ防止基本方針」が策定された。

珠洲市では、市青少年育成センターを中心として学校や保護者、地域の方々と協力して青少年の健全育成に努め、市内の小学生が交流する珠洲市子ども大会を開催するなど、心豊かでたくましい子どもの育成を目指してきた。また、平成19年度に珠洲親子の日（7月第4日曜日）を制定し、キャンプ大会や体験プログラムなど、親子による体験活動の推進にも努めている。

珠洲市教育委員会では、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであるとの認識の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒一人一人に徹底するように指導してきた。さらに、平成22年度からはいじめに関するアンケート調査と携帯電話に関するアンケートを定期的実施し、未然防止と早期発見・早期対応に努めてきた。また、平成24年度からは各学校に「いじめ問題対策チーム」を常設するなどいじめ問題に対する校内体制の整備を進め、県の「いじめ対応アドバイザー」の派遣を要請し、風通しのよい学校づくりを行ってきた。さらに、平成25年度からは「いじめのない学校づくりこども会議」を開催し、児童生徒が主体となったいじめのない学校づくりを推進してきた。

このたび、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題への対応について、さらなる充実を図るため、国および石川県の基本方針を参考にして「珠洲市いじめ防止基本方針」を策定するものである。

# 目 次

<b>第1</b>	<b>いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>	
1	珠洲市いじめ防止基本方針策定の目的	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	2
(1)	いじめの基本的な考え方	2
(2)	犯罪につながるいじめ	2
(3)	インターネットを通じて行われるいじめの特徴	3
(4)	いじめの認知について	3
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの措置	5
(4)	学校・家庭・地域との連携	5
<b>第2</b>	<b>いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>	
1	珠洲市が実施する施策	6
(1)	珠洲市いじめ防止等対策委員会の設置	6
(2)	珠洲市教育委員会が実施する施策	6
①	いじめの未然防止・早期発見に関すること	
②	いじめへの対処に関すること	
③	学校評価及び学校運営改善に関すること	
2	学校が実施すべき施策	8
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2)	いじめ問題対策チーム設置（常設）	8
(3)	いじめ対応アドバイザーの活用	9
(4)	いじめ問題に対する校内体制	10
(5)	いじめの防止等の取組の基本的な考え方	11
①	いじめの未然防止	
②	いじめの早期発見	

③ いじめへの措置	
(6) いじめの防止等の具体的な取組	14
① 授業改善に関わる取組	
② 道徳教育や人権教育等の充実	
③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
④ 児童会や生徒会の取組	
⑤ 情報モラル教育の充実	
⑥ アンケートや教育相談	
⑦ 校内研修の実施	
⑧ 家庭や地域との連携	
⑨ 年間指導計画の作成	

<b>3 重大事態への対処</b>	15
(1) 重大事態の発生と報告	15
① 重大事態の意味	
② 重大事態の報告	
(2) 学校又は教育委員会による調査	16
① 調査の趣旨及び調査主体	
② 調査を行うための組織	
③ 事実関係を明確にするための調査の実施	
④ その他留意事項	
(3) 調査結果の提供及び報告	18
① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	
② 調査結果の報告	
(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	19
① 再調査	
② 再調査の結果を踏まえた措置等	

<b>第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項</b>	
1 珠洲市いじめ防止基本方針の検証と見直し	20
2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表	20
3 主な相談機関の案内	20

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 珠洲市いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長するためには、学校、家庭、地域その他関係機関が連携して、いじめの防止及び解決を図らなければならない。

珠洲市いじめ防止基本方針（以下「珠洲市基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第12条（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び「石川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参考にして、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの措置）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒が一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、その児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### 【いじめの態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省）

### 3 いじめの理解

#### (1) いじめの基本的な考え方

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）も深く影響している。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。



「いじめの四層構造」

#### 【いじめは笑いに隠される】

- ・いじめられる児童生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる児童生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

(「いじめを見逃さない学校づくり」H24.10 石川県教育委員会)

#### (2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを教える必要がある。

### 【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】

- ・同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第 204 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする  
→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる  
→【強要】（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第 176 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む→【窃盗】（刑法第 235 条）
- ・自転車故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第 261 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く  
→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

（「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25. 5. 16 文部科学省）

### (3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※<sup>1</sup>等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。

※<sup>1</sup> 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」…参加者が互いに友人を紹介し合って、新たな友人関係を広げることを目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

### (4) いじめの認知について

- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそ

れを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

#### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップの下、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を作り出すことができる。

##### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。



### (3) いじめへの措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を珠洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童生徒、加害児童生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

いじめが行われていることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては警察などの関係機関との連携を図ることが必要である。

### (4) 学校・家庭・地域との連携

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、児童生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において児童生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、児童生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

例えば、学校がPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築するなど、社会全体で児童生徒を見守り、児童生徒の健やかな成長を促していかなければならない。

#### 【本基本方針で使用する用語の略称について】

- ・「法」…いじめ防止対策基本法
- ・「国の基本方針」…いじめの防止等のための基本的な方針
- ・「珠洲市基本方針」…珠洲市いじめ防止基本方針
- ・「学校基本方針」…学校いじめ防止基本方針
- ・「対策委員会」…珠洲市いじめ防止等対策委員会
- ・「教育委員会」…珠洲市教育委員会

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 珠洲市が実施する施策

#### (1) 珠洲市いじめ防止等対策委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関が情報を共有して連携強化を図り、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、「珠洲市いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

この対策委員会は、学校、保護者、警察、心理や福祉の専門家、人権擁護委員等専門的知識や経験を有する者をもって組織する。また、特別の事項を調査審議する場合は、臨時委員を若干名加えることができるが、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

また、委員会を開催した場合は、内容をその都度市長に報告する。

#### (2) 教育委員会が実施する施策

##### ① いじめの未然防止・早期発見に関すること

##### ア 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

##### イ 児童生徒の自主的活動の支援及び児童生徒・保護者・教職員への啓発等

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

- ・いじめのない学校づくり子ども会議の開催、PTAとの懇談会等

##### ウ 児童生徒に対する定期的な調査の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

- ・いじめに関するアンケート調査の実施

##### エ 児童生徒・保護者・教職員のための相談体制の整備

児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- ・市青少年育成センターによるいじめ電話相談、スクールカウンセラーの配置等

## オ 研修等の実施

教職員に対し、石川県と協力していじめの防止等のための対策に関する研修及び担当者連絡会の実施など、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ・生徒指導主事研修会、生徒指導推進会議等の開催等

## カ インターネットを通じて行われるいじめの問題への対応

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、児童生徒のインターネット使用状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

- ・石川県教育委員会「ネットチャッカーズいしかわ」等との連携、携帯電話・インターネット等利用状況調査の実施等

## ② いじめへの対処に関すること

### ア いじめの通報を受けたときの措置

教育委員会は、学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ、対策委員会を活用する。

### イ 関係機関と連携した指導・助言

教育委員会は、いじめについて学校だけでの対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、警察や児童相談所、奥能登教育事務所、いじめ対応アドバイザー等と連携し、いじめの防止等の対策や学校体制づくりについて指導・助言を行う。

### ウ 児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

## ③ 学校評価及び学校運営改善に関すること

### ア 学校評価等の留意点

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的

を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。

したがって、教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。

## イ 学校運営の改善

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。

## 2 学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、国や県の基本方針及び珠洲市基本方針を参考にし、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。その内容としては、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを具体的に定めたり、これらに関する年間計画を定めたりすることが考えられる。

### (2) いじめ問題対策チームの設置（常設）

学校は、法第22条に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

#### ① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

#### ② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーター等とし、各学校の実情に応じて必要と思われる教職員等を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会（部会）扱いとして組織図に位置づける。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめの問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめの問題に即応できる体制を維持すること。

### ③ 役割

- ・ 学校基本方針の作成・見直し及び教職員・保護者・児童生徒等への周知
- ・ 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談の実施や相談窓口の設置
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応
- ・ いじめに関するアンケート調査の分析と対応
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ 個別案件対応班の編成と指示

## (3) いじめ対応アドバイザーの活用

### ① 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

### ② 活用例

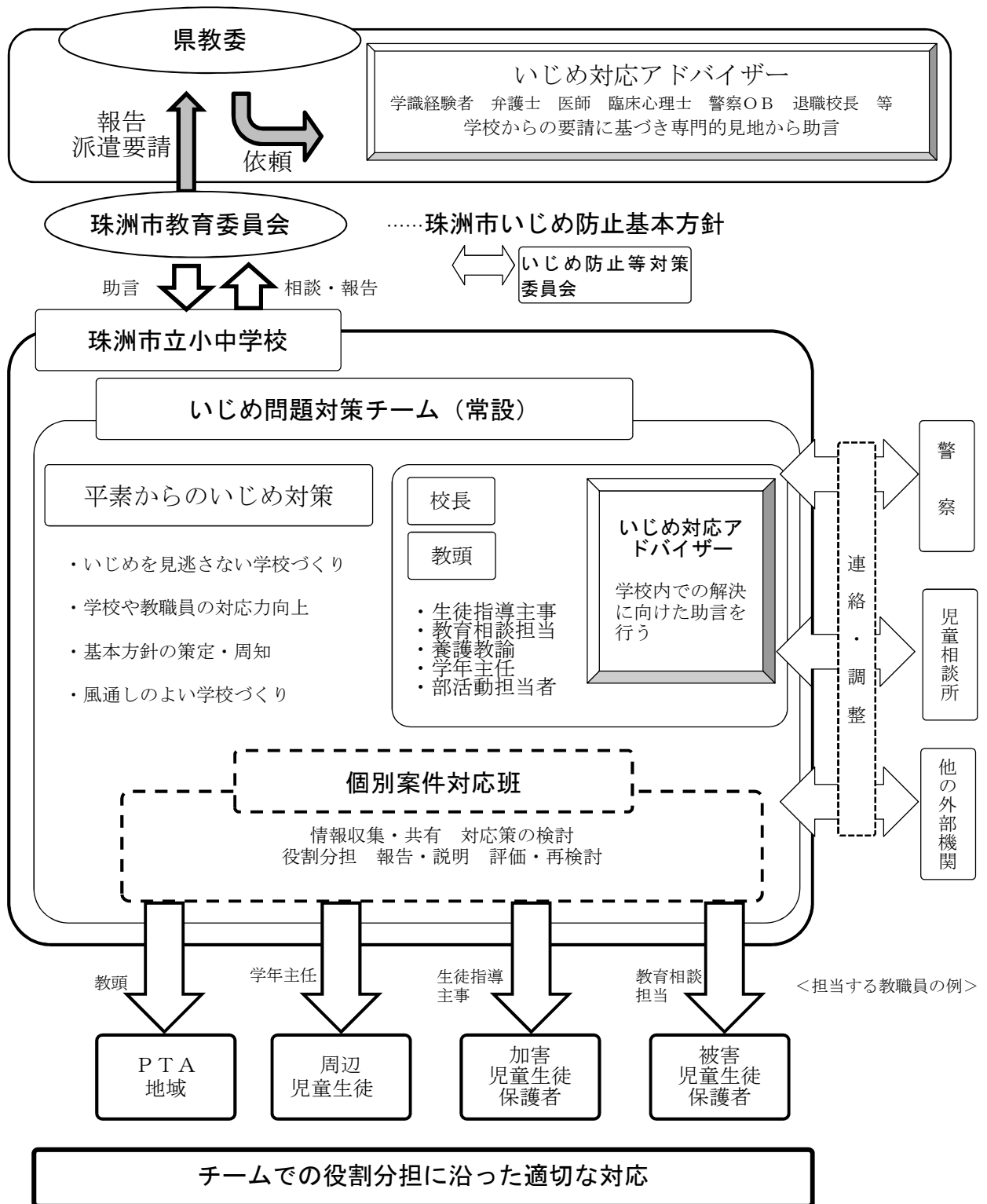
- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
  - ・ 具体的対応策に関する指導・助言
  - ・ 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
  - ・ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

#### (4) いじめ問題に対する校内体制

校長をトップとするチームでの体制

- ・いじめを見逃さない学校づくり
- ・外部に開かれた風通しのよい学校づくり

⇒ 子ども達が安心して学ぶことができる環境を整える



## (5) いじめの防止等の取組の基本的な考え方

### ① いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていくことである。

#### ア いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った児童生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けた児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### イ 分かる授業づくりの推進

児童生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。

「いしかわ学びの指針12か条」を踏まえ、生徒指導の機能を生かした授業改善を推進することが必要である。

#### ウ 自己有用感<sup>※2</sup>や自己肯定感<sup>※3</sup>の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

※2 「自己有用感」…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※3 「自己肯定感」…「ありのままの自分がいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

## エ 児童生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、「いじめを見逃さない学校づくり推進事業」等を活用して、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

### ② いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応することである。児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

## ア アンケート調査や教育相談の実施

全ての学校は、定期的なアンケート調査（年3回以上）や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする可能性があることに留意しなければならない。

## イ 教師と児童生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童生徒の信頼関係がないと容易にできないことを踏まえ、日常的な人間関係づくりが必要である。休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童生徒から教職員に相談があった場合、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する必要がある。

## ウ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊等とも連携を密に行い、学校と家庭や地域が一体となって児童生徒を見守り、健やかな成長を支援できるようにする必要がある。また、非行被害防止講座を開催し、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について啓発を図る。



## エ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有することが必要であり、児童生徒理解の会を毎月1回以上開催する。また、児童生徒のささいな変化を見逃さないよう、教職員間の情報交換を日常的に行う。

### ③ いじめに対する措置

法第23条第1項の規定に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ問題対策チームに対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめが「解消している」状態とは、少なくともいじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことであり、被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していることを目安とする。

## ア 組織的な指導体制の確立

学校は、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は組織的に対応する。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめを認知した場合は、「個別案件対応班」を編制し、速やかに措置を行う。

## イ 教育委員会への報告

いじめを受けていると思われる児童生徒がいるときは、校長は、教育委員会に報告し、いじめが解消するまで毎月（5日まで）報告する。

また、重大事態または重大事態につながるおそれのある場合は、第2報、第3報等、速やか且つ適切に報告する。

## ウ 関係機関との連携

学校や教育委員会が、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、学校は直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

## (6) いじめの防止等の具体的な取組

学校は、いじめの防止等に向けて、以下の①～⑨について、具体的な取組を行うこととする。

### ① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、「いしかわ学びの指針12か条」を踏まえ、生徒指導の機能を生かした授業改善に組織的に取り組む。

### ② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

### ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

### ④ 児童会や生徒会の取組

児童会や生徒会が中心となって、児童生徒自らがいじめの問題について学び、

主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

#### ⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童生徒の発達段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

#### ⑥ アンケートや教育相談

年間に3回以上のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

#### ⑦ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

#### ⑧ 家庭や地域との連携

学校基本方針の策定後、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解してもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。  
その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

#### ⑨ 年間指導計画の作成

上記①～⑧について、年間指導計画を作成するとともに、一定期間が終了した際には、その期間の取組について検証する。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と報告

##### ① 重大事態の意味

##### ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合                    等

##### イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日

- 一定期間連続して欠席しているような場合は、学校又は教育委員会の判断により迅速に調査に着手

※児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## ② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

## (2) 学校又は教育委員会による調査

### ① 調査の趣旨及び調査主体

#### ア 調査の主旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資する。

#### イ 調査主体の判断

重大事態が発生した場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会の指導の下、学校が主体となって調査を行うが、以下のような場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

### ② 調査を行うための組織

#### ア 学校が調査主体となる場合

いじめ問題対策チームが調査に当たる。また、いじめ問題対策チームを母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### イ 教育委員会が調査主体となる場合

対策委員会を招集し、調査に当たる。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもできる。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校や教育委員会自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校又は教育委員会は、対策委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

#### ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

#### イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至っ

た経過の検証や再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

#### ④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒・保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する必要がある。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

#### ② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希

望する場合、学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付し、教育委員会は市長に提出する。

#### (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

##### ① 再調査

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

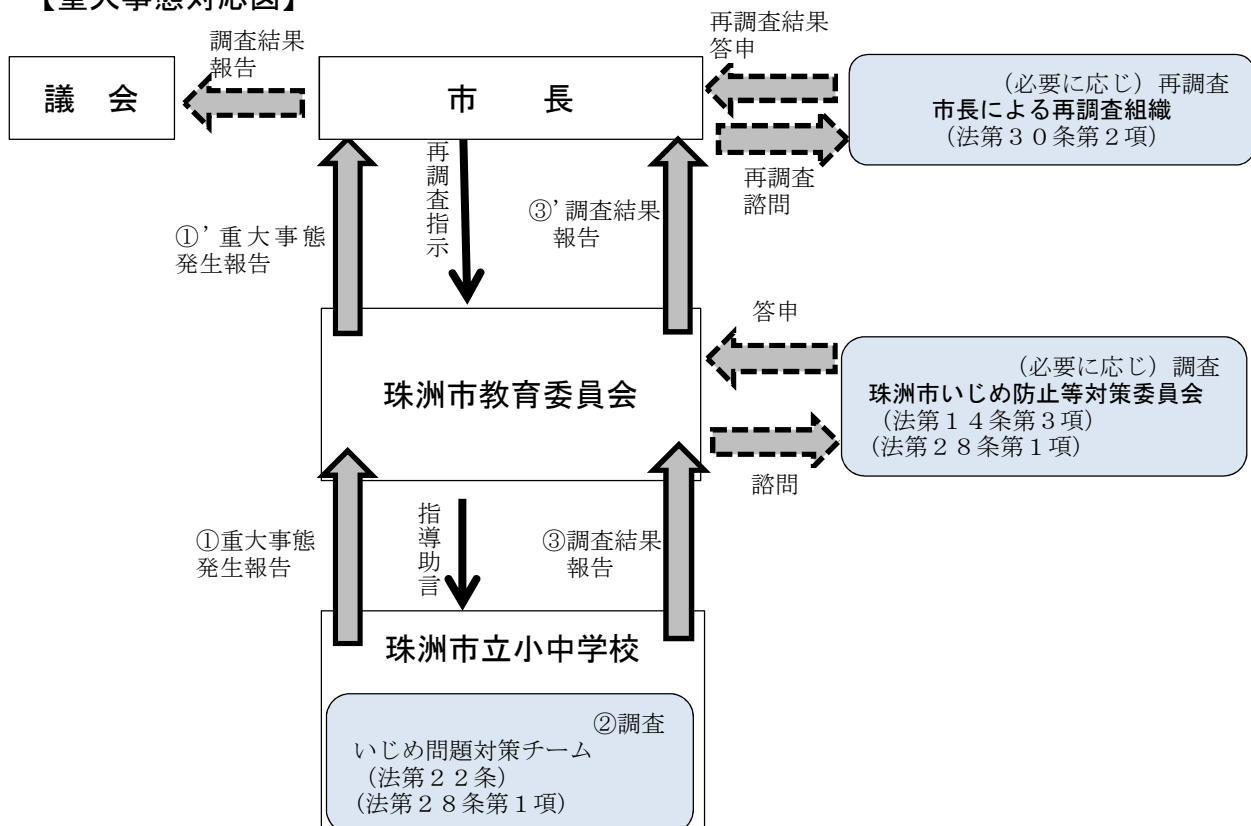
再調査についても、学校又は教育委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

##### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、市長と協議の上、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、いじめ対応アドバイザーや県教委指導主事等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の人的支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

#### 【重大事態対応図】



### 第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

#### 1 珠洲市いじめ防止基本方針の取組の検証と見直し

教育委員会は、珠洲市基本方針の策定から、3年の経過を目途として、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められたときは、その結果に基づいて適切な措置を講じる。

#### 2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認

教育委員会は、小・中学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認する。

#### 3 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
珠洲市青少年育成センター	0768-82-7826	月～金 8:30～17:00
24時間いじめ相談テレフォン (石川県教育委員会)	076-298-1699	24時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
石川中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
小立野青少年相談室 (金沢少年鑑別所内)	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
いじめ110番 (石川県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00